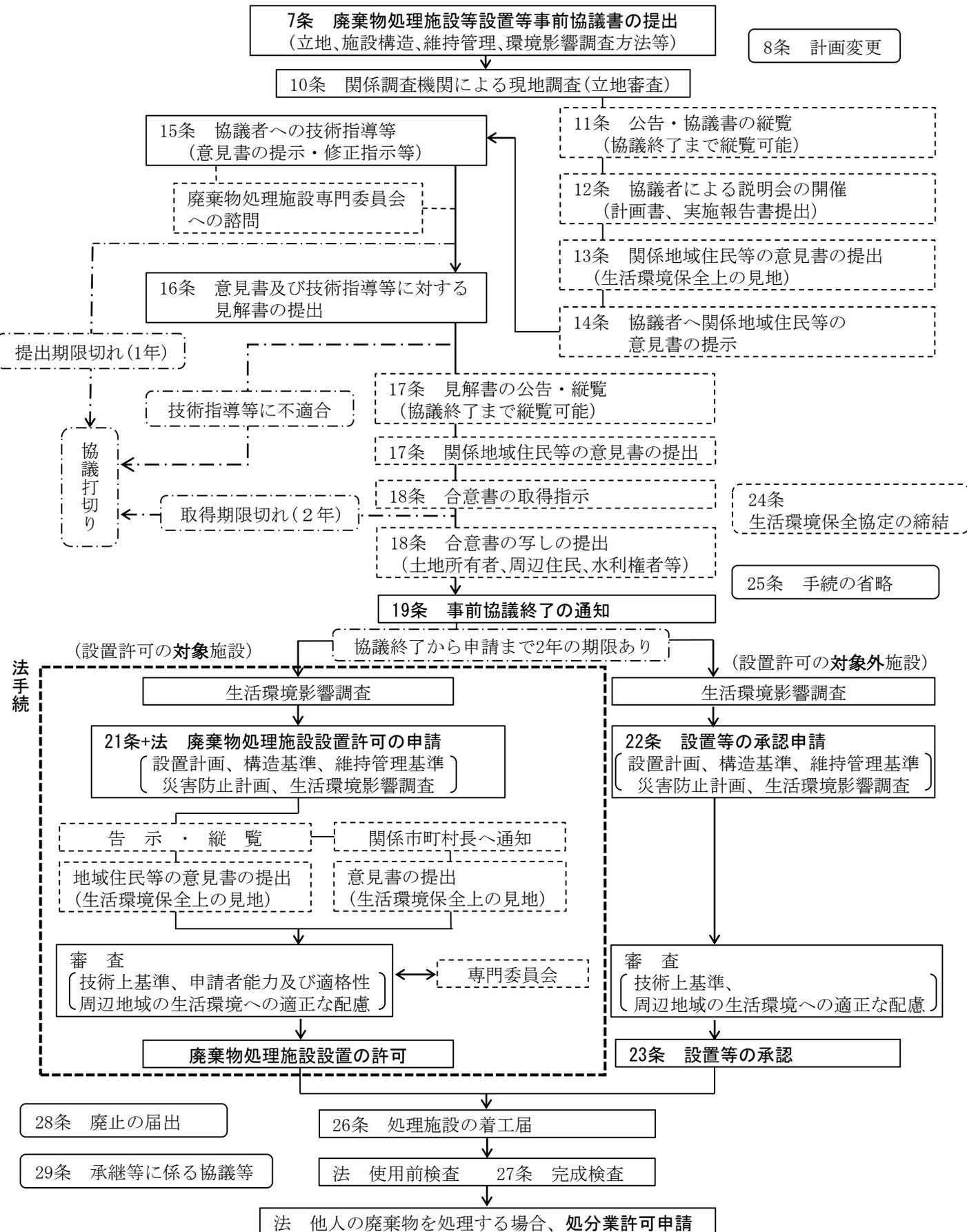


# 廃棄物処理施設等の設置手続の流れ



注1 事前協議規程の手続中 [ ] のものは、一定の場合、市長の承認を得て一部省略することができる。

2 廃棄物処理法の手続中 [ ] のものは、焼却施設及び最終処分場のみについて行われる。